

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部を改正する条例案要綱（案）

1 改正の理由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）の一部改正により、規制が緩やかな特定第2種国内希少野生動植物種の制度が創設されたことに伴う必要な改正を行うため、およびこれまでの条例の施行状況を踏まえた必要な規定の見直しを行うため、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 指定希少野生動植物種の指定の対象外としている法に規定する国内希少野生動植物種から法に規定する特定第2種国内希少野生動植物種を除外することとします。（第12条関係）
- (2) 指定希少野生動植物種および指定外来種の指定の解除の手續について、これらが法等に基づく国内希少野生動植物種等または特定外来生物となった場合には、手續を簡略化することとします。（第12条および第27条関係）
- (3) 生息・生育地保護区内において、当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等を原則禁止することとします。（第21条の2および第21条の3関係）
- (4) 生息・生育地保護区内における当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種の個体の生息または生育に必要な種の個体その他の物の捕獲等について、新たに届出の対象とすることとします。（第22条関係）
- (5) 知事は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護増殖指針を定めることとします。（第25条の2関係）
- (6) 県以外のもので行う保護増殖事業の認定の制度を創設することとします。（第26条および第26条の2関係）
- (7) 県以外のもので行う指定外来種等の防除の認定の制度を創設することとします。（第37条の2および第37条の3関係）
- (8) (3)に違反した者等に対する罰則の規定を追加することとします。（第53条、第54条および第56条関係）
- (9) その他
 - ア この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。ただし、(1)および(2)は、公布の日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に必要な準備行為について定めることとします。

ウ この条例の施行に伴う経過措置を定めることとします。